

## 【 処置 】

### 223 血腫、膿腫穿刺の算定について

《令和6年6月28日》

#### ○ 取扱い

耳介血腫に対するJ059-2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められる。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

J059-2 血腫、膿腫穿刺については、厚生労働省通知※に「血腫、膿腫その他における穿刺は、新生児頭血腫又はこれに準ずる程度のものに対して行う場合は、区分番号「J059-2」血腫、膿腫穿刺により算定できるが、小範囲のものや試験穿刺については、算定できない」と示されている。

耳介血腫は、外傷等により耳介の軟骨と皮下組織の間に血液が溜まった状態の疾患であり、放置した場合には自然治癒することは少なく、耳介に変形を残す。これらの後遺症を防ぐには早期の血腫・膿腫穿刺が有効であり、通知に合致するものと判断できる。

以上のことから、耳介血腫に対するJ059-2 血腫、膿腫穿刺の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について